

示談書（水利組合案）

（株）キリシマ（以下「甲」という）、永水地区水利組合（以下「乙」という）とは平成22年7月3日、永水地区で発生した洪水被害（以下「永水水害」という）について次のとおり示談する。

1. 甲と乙は、この示談が平成4年11月に甲、乙が締結した以下の覚書に規定された被害補償条項に基づく示談であることを相互に確認する。

覚書内容

1. 甲は、ゴルフ場の造成工事及び経営において、災害・公害の未然防止に務め、乙に迷惑をかけないよう万全を期します。
2. 甲は、上記1について充分留意し努力しますが、万一甲に起因して乙に被害が生じた場合は、甲は乙と誠意を持って協議の上、甲の責任において相当の賠償をするとともに直ちに災害の復旧を図ります。
3. 本覚書に定めのない事項については、その都度誠意を持って甲、乙及び立会人と協議の上、解決いたします。

2. 甲は、乙に対し、永水水害の原因の一部が甲にあることを認め、謝罪し、覚書の2項の賠償金として、金〇〇〇万円の支払義務があることを認める。
3. 甲は、乙に対し、前項の金員を平成24年〇月〇日までに、乙が指定する口座（〇〇銀行 〇〇支店、普通預金、口座番号〇〇〇〇〇、口座名義〇〇〇）に送金して支払う。
4. 乙は、甲に対し、永水水害の全ての原因が甲にあると主張しない。
5. 乙は、第2項及び第3項に基づく被害補償金を乙に属する組合員に配分する責任を負う。
6. 本示談書の公表について、乙は甲の承諾を必要としない。
7. 本示談の成立により、永水水害に関する被害補償はすべて解決したものとし、今後乙もしくは乙に属する組合員は、甲に対し、名目の如何を問わず一切の請求をしない。
8. 甲と乙は、本示談によって、甲が施工中のゴルフ場に係るその他の問題の協議には何ら制約がないことを相互に確認する。

本示談書は2通作成し、甲乙各1通所持するものとする。

平成24年〇月〇日

永水水利組合代表 園田義昭

(株)キリシマ代表取締役 鎌田善政